

事業主の方へ 償却資産の所有者には、法令で申告が義務付けられています！

所得税や法人税の申告が必要であるのと同様、固定資産税の償却資産についても申告しなければなりません。固定資産税のうち、土地・家屋として既に課税されているものは償却資産の申告の必要はありませんが、市内に償却資産を持っている事業主の方は、**2月1日(月)までに申告してください。**

●償却資産って何？

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が法人税法、または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入されるべきものです。国税の申告書に記載されていない簿外資産や償却済資産、遊休資産等も含まれます(※家庭で使用しているものは対象となりません)。

償却資産にも、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

●償却資産の対象になるものは何？

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している機械、装置、器具、備品等の資産です(※事業に利用しているものが、第三者からのリース資産であれば、貸し付けている方(リース会社)が申告する義務者となります)。

●次のものは、課税対象とはなりません。

- ①耐用年数が1年未満、または取得価格が10万円未満のもの
- ②取得価格が20万円未満で3年間の一括償却を行なった資産
- ③無形固定資産(鉱業権・営業権等)
- ④自動車税や軽自動車税が課税されている車両
- ⑤家屋として課税されているもの

●申告はどうすればいいの？

様式が定められており、申告書をお渡ししますので、税務課(本庁舎)までお越しください。

申告書には、毎年1月1日現在の償却資産の状況(種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数等必要な事項)を記載し、毎年その年の1月31日(土日祝日の場合は翌開庁日)までに申告していただくことになっています。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて、平成28年度より償却資産申告書に個人番号、または法人番号(マイナンバー)の記載が義務づけられました。

償却資産申告書『3個人番号または法人番号欄』に、忘れずに記載してください。

問合せ 税務課 ☎444・0509 FAX445・3856

「あま市建築物耐震改修促進計画改訂版(素案)」に 対するご意見を募集します

市では、平成28年2月に耐震化の数値目標やその達成に必要な施策を盛り込んだ「あま市建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震化を進めてきました。

本計画は、策定から5年目を迎え、目標年次に近づいていることや上位計画(耐震改修促進法等)の改正等を受け、これら最新の動向と現時点の住宅・建築物等の耐震化の進捗状況を踏まえた改訂版の素案がまとまりましたので、その内容について広く市民の皆様からのご意見を募集します。

意見募集期間 1月25日(月)～2月26日(金)

閲覧場所 市公式ウェブサイト、都市計画課(本庁舎)、七宝・甚目寺サービスセンター(土・日曜・祝日を除く)

意見を提出できる方 市内に住所、または事務所もしくは事業所を有する個人及び法人その他の団体、パブリックコメント手続きにかかる施策に利害関係を有する方

意見の提出方法 件名(「あま市建築物耐震改修促進計画改訂版(素案)」についての意見)、住所、氏名、電話番号、ご意見(※)を明記し、郵送、FAX、メールで提出いただくか、都市計画課、または七宝・甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。

※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトに用意していますが、任意様式でも可能です。

意見の取り扱い 提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します(ご意見などの内容以外は公表しません)。なお、ご意見などに関して、個別の回答はいたしません。

提出・問合せ 〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1 あま市役所 都市計画課
☎441・7112 FAX441・8387 ✉toshi@city.ama.lg.jp